

「熱中症対策に資する現場管理費補正の実施要領」 Q & A

対象工事	
Q-1	小規模な修繕工事等にも適用可能か。
A-1	適用は可能である。
Q-2	受注者が適用可否を選択することは出来るか。
A-2	受注者が適用を選択できるものであり、適用する場合には施工計画書に記載する。

対象期間	
Q-1	対象期間には、11月1日から3月31日までの冬期間も含まれるか。
A-1	対象期間は、現場着手日から現場完了日までとなり、冬期間を含むものとなる。
Q-2	令和8年3月31日までに着手している工事ではどのような取り扱いとなるのか。
A-2	適用可能としていることから速やかに施工計画書に記載し提出する。この場合、施工計画書提出以前の対象期間と真夏日も対象とし算出する。
Q-3	後片付けが工期末となり、変更契約手続きに支障をきたす場合、対象期間はどのような取り扱いとなるのか。
A-3	契約工期（終期）の20日前を現場完了日とする。（※実施要領に追記予定）
Q-4	夏季休暇を3日以上取得した場合ではどのような取り扱いとなるのか。
A-4	夏季休暇3日間は、実際に受注者が休日とする日とし、受注者が3日以上のお休暇とした場合でも3日間を工事期間から差し引き、それ以上の日数は対象期間に含めることとする。なお、年末年始の6日間も同様とする。

観測方法	
Q-1	対象期間中の真夏日は、日最高気温と暑さ指数の両方を使用しても良いのか。
A-1	日最高気温または暑さ指数のいずれか一方を使用する。
Q-2	最寄りの地上気象観測所及び観測地点は、どのように決定するのか。
A-2	施工現場と水平直線距離（地図上の直線距離）で最も近傍の気象観測所等の観測データを用いることとする。
Q-3	施工計画書には、何を記載するのか。
A-3	対象期間中の真夏日の計測方法及び使用する地上気象観測所または観測地点、計測結果の報告方法を記載する。 なお、具体的な熱中症対策に関する記載は不要とする。 また、監督員等による対策状況などの現場確認は不要とする。
Q-4	計測結果の報告は、本要領の別紙を使用するのか。
A-4	別紙の使用のほか、補正値を算出する根拠として対象期間及び真夏日日数を確認できる場合は受注者の任意様式での報告も可能である。 なお、気象庁HPまたは環境省HPを用いた観測値（気温やWBGT）の証明資料は、受注者が監督員の求めに応じて提示して確認を受けることとし、資料の添付は行わない。

Q-5	工事現場と最寄りの地上気象観測所との標高差により気温の差が大きくなる場合の補正方法はどのような方法があるか。
A-5	一例として以下の方法が想定される。ただし、気象条件または現場条件により、この算定式により難しい場合は、監督員と協議し補正方法を決定するものとする。 補正後の気温（℃）＝計測気温（℃）－標高差（m）×0.6/100（m） 標高差（m）＝工事現場の標高（m）－気象庁の地上気象観測所の標高（m） ※標高差の値は10m未満切り捨てとする。
Q-6	工事現場の標高はどのように決定するのか。
A-6	着手前の地形において、作業（仮設工事含む）を行う最も標高の低い箇所を用いる。なお、標高値については契約図面から求めることとし、10m未満切り捨てとする。
Q-7	昼間工事と夜間工事を同日に施工する場合、真夏日はどのように算出するのか。
A-7	昼間工事における気温または暑さ指数（WBGT）で算出することを基本とする。

積算	
Q-1	複数の工事種別からなる合併工事は適用対象となるか。
A-1	主たる工種が屋外作業である場合は、適用対象とすることができる。ただし、現場管理費の補正は土木工事積算基準書を適用して積算している工事のみとし、建築工事分は対象外とする。
Q-2	施工箇所点在型積算の場合は、どのように対応するのか。
A-2	施工箇所毎の対象期間及び真夏日により真夏日率・補正值を算出し、現場管理費補正することを基本とする。
Q-3	本要領（熱中症対策に資する現場管理費補正）と現場環境改善費の熱中症対策費用の違いは何か。
A-3	それぞれ対象となる項目が異なる。 ○熱中症対策に資する現場管理費補正 作業員個人に対する熱中症対策費用（塩飴、経口補水液等効果的な飲用水、空調服、熱中症対策キット等）が対象となる。 ○現場環境改善費 現場の施設や設備に対する熱中症対策費用（遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休憩車の配置等）が対象となる。

その他	
Q-1	熱中症対策の実施報告や実施内容を撮影した工事写真を提出する必要があるか。
A-1	提出は不要である。